

## 一般社団法人 全日本テコンドー協会 事務局規程

### (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第39条第1項の規定により設けられた事務局における当法人の事務に関し、同条第5項の規定に基づき、必要な事項を定める。

### (事務局の事務)

**第2条** 事務局は、次に掲げるほか当法人の事務全般を所掌する。

- (1) 関係法令、定款及び諸規程において事務局が行うべき事務として定められたこと
- (2) 並びに正会員総会及び理事会において事務局が行うべき事務として決議されたこと
- (3) 正会員総会、理事会、常務理事会など各種会議に関すること
- (4) 経理規程に基づく事業計画・収支予算及び事業報告・収支決算等に関すること
- (5) 役職員に関すること (6) 補助金、助成金、寄附金などの収受に係る手続き
- (6) 会員、加盟団体及び準加盟団体に関すること
- (7) 個人情報の保護・管理に関すること
- (8) 専門委員会・特別委員会の補助
- (9) 財産の保全、管理及び運用
- (10) 文書の受発信及び保管並びに協会印及び会長印の管理
- (11) 文部科学省、スポーツ庁、独立行政法人日本スポーツ振興センター (JSC)、公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC)、公益社団法人日本障がい者スポーツ協会 (JSAD)、日本パラリンピック委員会 (JPC)、世界テコンドー連盟 (WTF)、アジアテコンドー連盟 (ATU)、その他テコンドーまたはスポーツに関する団体もしくは行政庁との連絡及び調整
- (12) 上記の事務を行うために必要な事務

### (職員)

**第3条** 事務局の職員（当法人と雇用契約を締結し、本規程に基づき事務局の事務に従事する者をいう。以下、同じ。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局員（事務局長を除く。）

### (嘱託)

**第4条** 事務局には、必要に応じて嘱託者を置くことができる。

- 2 嘱託者は会長が任免する。

(組織)

第5条 常務理事会は、事務局を統括する。

- 2 事務局長は、第2条に掲げる事務の全般を掌理する。
- 3 事務局員は、事務局長の命を受けて所定の事務に従事する。

(決済及び報告)

第6条 事務局の決定事項は、別紙業務権限一覧表に定めるとおり決済を行い、報告する。別紙業務権限一覧表は、適宜、事務局長が発案し、常務理事会決議を経て改訂することができる。ただし、当法人の定款及び各種規程に違反することはできない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務に関して必要な事項は、専務理事の承認を得て事務局長が定める。

附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成29年5月12日改正〕

平成29年5月12日に成立した理事会みなし決議において承認された承認された第2条、第5条から第7条の改正は、同日から施行する。

附則〔平成29年7月8日改正〕

平成29年7月8日の定例理事会において承認された第2条の改正は、同日から施行する。

附則〔平成30年1月13日改正〕

平成30年1月13日の定例理事会において承認された第2条の改正は、同日から施行する。